

広島県告示第二百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十七年広島県告示第七号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画道路事業三・五・一〇号吉行泉線

三 事業施行期間

平成十七年一月十一日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十七年広島県告示第七号の事業地を広島県東広島市西条町吉行、西条町西条及び西条町土与丸地内に住居表示を変更する。

使用の部分

なし